

入札説明書等に対する質問回答書

令和5年3月7日

標記の件、以下の通り回答します。

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|----|-------|------------------------------------|---|--|
| 1 | 5 | 入札説明書 | 第2章 事業の概要 5 公共施設等の管理者 | 市長名が北橋健治様とありますが新市長名でなくてよろしいでしょうか。 | 市長の交代に伴い、入札説明書等は2023年2月20日に市長の氏名の変更をしています。 ホームページをご確認ください。 |
| 2 | 11 | 入札説明書 | 第3章 入札参加に関する要件等 1 入札参加資格要件(イ) b | 本市の測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿(令和4・5年度)の登録者とありますが、過去の廃棄物処理施設建設工事においてコンサルタント等有資格業者へ設計業務を発注した経緯はございません。本施設の建築物等の設計を行う者が、建設業者でコンサルタント等有資格業者名簿に登録されていない時、本施設を設計する能力を満たしている事が証明できれば設計・建設を兼務してよろしいでしょうか(施工実績・設計実績等で証明予定)。 | 「測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿(令和4・5年度)」を「建設工事事業者名簿(令和3・4年度)又は測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿(令和4・5年度)」に修正します。 |
| 3 | 35 | 入札説明書 | 運営・維持管理段階の業務等範囲 (1/2) | 運搬等の破碎・選別残渣の運搬について、事業者が適応となっていますが、かん・びん部門については事業者範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 35 | 入札説明書 | 運営・維持管理段階の業務等範囲 (1/2) | かん・びん部門の消耗品・予備品の調達・管理(機器・設備に関するもの等)について、PPバンドやフィルムや消臭剤などの消耗資材は含まないと理解でよろしいでしょうか。 | 設備の維持管理に係るものは事業者が負担、設備の使用に係るものは本市が負担します。 ご質問内容のPPバンド、フィルムについては本市が負担し、消臭剤については事業者の負担とします。 |
| 5 | 35 | 入札説明書 | 運営・維持管理段階の業務等範囲 (1/2) | かん・びん部門の環境測定や各種検査とは、どのような測定項目を計画しているかご教示お願いいたします。 | 要求水準書18頁から23頁までの事項及び基準を想定しています。 |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|----|-------|--|---|--|
| 6 | 36 | 入札説明書 | 運営・維持管理段階の業務等範囲 (2/2) | <p>運転・維持管理等の電力（契約基本料金、従量料金など）及び用水（上水、下水）について、かん・びん部門は貴市負担、不燃系粗大部門は事業者負担となっていますが、各々で契約し費用負担するのでしょうか。もしくは、貴市又は事業者何れかが一括して契約し、契約者が支払いしたうえで他方が使用量を費用負担するのでしょうか。事業費算定に必要なため、想定している費用負担方法をご教示 お願いいたします。</p> | <p>○電力について 本市が一括して毎年契約することを想定しています。費用については、使用量に基づき按分し、かん・びん部門は本市が、不燃系粗大部門は事業者が負担するものとします。 (想定する按分式) 電力会社からの請求額×子メーターによる使用電力量÷施設全体の使用電力量 毎年入札により変動しますが、提案時は九州電力送配電株式会社の産業用電力A（2023年4月時点）相当とお考え下さい。</p> <p>○用水について 既施設については、上水の引込として口径40mmと50mmがあります。使用量をご提案内容により異なるものと想定していますが、40mmをかん・びん部門が、50mmを不燃系粗大部門がそれぞれ契約することを想定しています。 料金体系については、北九州市水道条例及び北九州市下水道条例を参照ください。 ※ 「令和3年度電力及び使用水量実績」を参照ください。</p> |
| 7 | 39 | 入札説明書 | リスク分担表（案） (2/3) | <p>運営・維持管理段階の施設性能リスクat について協議となっておりますが、手選別能力に係る内容についての責任負担者は、貴市との理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>設備の状態に起因するものについては事業者の負担、設備の使用に係るものについては本市の負担と想定しています。具体的な内容については協議事項としています。</p> |
| 8 | 40 | 入札説明書 | リスク分担表（案） (3/3) | <p>運営・維持管理段階の施設耐用年数未達前の事業終了時における施設の性能確保に関するものbaについて、想定されているケースをご教示 お願いいたします。</p> | <p>入札説明書7頁12事業期間終了時の措置に係る事項を想定しているため協議としています。</p> |
| 9 | 4 | 要求水準書 | 第1編 総則 第1章 一般概要 第1節 計画概要 3 事業方式 (7) 住民対応業務 | <p>敷地までの進入経路、時間等について住民様からの要望等での制約がございましたらご教示 お願いいたします。</p> | <p>現状制約はありませんが、必要に応じて周辺住民及び近隣事業者（企業等）の要望等に対して、本市の要請に基づき協力していただきます。</p> |
| 10 | 5 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第1節 計画概要 6 計画予定地面積 (1) 事業用地面積 | <p>計画通知において、今回の申請対象となる敷地範囲をご教示 お願いいたします。該当範囲に違法建築物はないものと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>事業用地使用に係るご提案内容によって、申請対象となる敷地範囲は変わるものと想定します。 また、当該範囲に違法建築物はありません。</p> |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|---|-------|---|--|---|
| 11 | 5 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第1節 計画概要 6 計画予定地面積 (3) 事業用地図 | 用地の境界が不明瞭ですので、敷地境界含めて明確な範囲を明示した図面のご提供をお願いいたします。 | ホームページ記載の連絡先へお問い合わせください。 |
| 12 | 5 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第1節 計画概要 6 計画予定地面積 (3) 事業用地図 | 事業用地A、事業用地B、既設用地Aのうち、工事範囲は新施設建設に使用する範囲であり、その他は工事範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | 事業用地A及び事業用地Bについては、新施設建設に使用する範囲とし、既設用地を使用する場合は、現状を調査し必要な改修、補修等を実施していただきます。(運営・維持管理期間について同様に必要な改修、補修等を行ってください。) |
| 13 | 7 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第2節 施設の概要 4 施設整備の基本条件 (2) 他工事との取合い等 ア | A型事業事務所の職員様は管理棟で着替えや昼食、打ち合わせ等を実施するものと考え、かん・びん部門の新施設には休憩時間に一時的に滞在できる部屋のみを設置する計画でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 14 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 1 地形・土質等 (1) 地形・土質 | 事業用地Aにおいて土壌汚染調査を実施済みでしたらご教示お願いいたします。もし未済の場合は調査費を別途としてよろしいでしょうか。また、万が一汚染が見つかった場合の対策費についても別途とし、その対策には時間を要するため、工程について協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 | 令和3年度に土壌汚染対策法に基づく指定調査機関が実施した地歴調査において、「『土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地』に分類される」という調査結果を得ています。 |
| 15 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 1 地形・土質等 (1) 地形・土質 | 事業用地A、事業用地Bの草木の伐採、伐根処分は工事着工時に完了しているとの認識でよろしいでしょうか。完了時期が決まっておりましたらご教示お願いいたします。 | 事業用地Aについては、用地確認のための雑草除伐及び伐根を行っています。工事着工時は現状渡しとなります。 |
| 16 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 1 地形・土質等 (1) 地形・土質 | 現在地表面で確認できる構造体(土間スラブ)下の基礎又は杭等に関する図面資料があればご提示お願いいたします。また、これら存置物、埋設物に関する撤去工事については別途工事と考えてよろしいでしょうか。 | 図面資料はありません。調査を含め事業者の負担を基本とします。 |
| 17 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 1 地形・土質等 (1) 地形・土質 | 敷地境界外から越境して当該敷地に置かれている構造体は工事着工までに貴市にて移設又は撤去していただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 18 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 4 敷地周辺設備 (1) 電気 | 第1柱の位置と管理棟の使用電力量についてご教示お願いいたします。また、敷地内配線に関する仕様等がわかる図面がございましたら、ご提供をお願いいたします。 | 使用電力量は、「令和3年度電力及び使用水量実績」を参照ください。 図面等は、ホームページ記載の連絡先へお問い合わせください。 |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|----|-------|--|---|--|
| 19 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 4 敷地周辺設備 (1) 電気 | 現在事業用地Aに旧江川中継所までの送電用として電柱と架線が設置されています。現地調査の結果、電柱が九電柱と判明した為、撤去、移設については貴市の届出により九州電力様の所掌工事となり、見積を取得できないため費用計上が困難です。別途工事としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 4 敷地周辺設備 (2) 上水 | 量水器の位置と給水管の径をご教示お願いいたします。配管径が不足していた場合、敷地外については貴市にて対応いただけると考えてよろしいでしょうか。また、敷地内配管に関する仕様等がわかる図面がございましたら、ご提供をお願いいたします。 | 給水管の口径については、No.6の回答をご確認ください。 必要な給水管の口径については、ご提案の内容により変わるものと想定しているため、必要な給水装置工事に要する費用負担等は事業者の負担とします。 図面等は、ホームページ記載の連絡先へお問い合わせください。 |
| 21 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 4 敷地周辺設備 (2) 上水 | 旧江川中継所まで敷地内を横断して塩ビ給水管（50φ）が配管されていますが、この配管の撤去工事は別途工事としてよろしいでしょうか。 | 事業者の負担とします。 |
| 22 | 8 | 要求水準書 | 第1章 一般概要 第3節 立地条件 4 敷地周辺設備 (4) 排水 | 下水道管の位置と排水管の径を教示お願いいたします。配管径が不足していた場合、敷地外については貴市にて対応いただけると考えてよろしいでしょうか。また、敷地内配管に関する仕様等がわかる図面がございましたら、ご提供をお願いいたします。 | 既存排水管径は125Aです。 必要な排水管の口径については、ご提案の内容により変わるものと想定しているため、必要な排水設備工事に要する費用負担等は事業者の負担とします。 図面等は、ホームページ記載の連絡先へお問い合わせください。 |
| 23 | 13 | 要求水準書 | 第2章 施設整備事業の概要 第1節 計画主要目 2 処理能力 (3) 現状の選別後ごみ組成 ウ | 粗大ごみの組成について、搬入ごみの最大寸法とマットレス（スプリング入り）の枚数をご教示お願いいたします。また、搬入不適物について主な対象物をご教示お願いいたします。 | 令和4年9月に実施した調査の結果、最大寸法は3,200mm×400mm×2,100mm、マットレス（スプリング入り）の最大枚数は78枚です。 寸法及び枚数は季節により多少の誤差を想定しご提案ください。 搬入不適物の例については「粗大ごみ分類例」を参照ください。 |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|----|-------|--|---|--|
| 24 | 13 | 要求水準書 | 第2章 施設整備事業の概要 第1節 計画主要目 2 処理能力 (4) 搬入形態 | 表1-2-1-5 の不燃系粗大ごみ自己搬入について、貴市の廃棄物搬入申込書を確認しますと事業系ごみを受入対象として扱っていますが、自己搬入の中でどの程度の車両台数を占めているかご教示お願いいたします。また、搬入対象物の内容と1台当たりの平均的な量についてもご教示 お願いいたします。 | 焼却工場で適正な搬入物であるか確認するために、廃棄物搬入申込書において、家庭ごみと事業系ごみを申告いただいておりますが、自己搬入車両台数の内訳は把握していません。 搬入対象物は「粗大ごみ分類例」を参照ください。 また、自己搬入の1台当たりの搬入量は約80kgです。 (総搬入量を総搬入台数で除したもの(令和3年度実績)。) |
| 25 | 14 | 要求水準書 | 第2章 施設整備事業の概要 第1節 計画主要目 3 搬入車両 | 表1-2-1-7 で不燃系粗大の搬入車両について、直営及び委託共にダンプカー(2t)との理解でよろしいでしょうか。 | 直営及び委託については、お見込みのとおりです。 |
| 26 | 14 | 要求水準書 | 第2章 施設整備事業の概要 第1節 計画主要目 3 搬入車両 | 表1-2-1-7に搬入車両の基本仕様がありますが、搬出車両について不燃系粗大部門の残渣搬出で25t車級バッカー車(車両総重量25t・全長11.4m・最小回転半径9.8m)を使用した場合、運搬先では耐荷重や車両動線の面で受け入れ可能と考えてよろしいでしょうか。 | 本市焼却工場トラックスケールで計量できる車両を選定してください。 トラックスケールの積載台寸法は以下のとおりです。 新門司工場 3,000mm×10,500mm 新日明工場 3,000mm×7,500mm 皇后崎工場 3,000mm×7,500mm |
| 27 | 30 | 要求水準書 | 第2章 施設整備事業の概要 第5節 試運転及び指導期間 1 試運転(8) | 試運転時の不燃粗大部門の残渣については事業者による運搬となっておりますが、本作業については、事業者自ら運搬するか外部委託するかは、事業者の判断とし、事業者自ら運搬する場合は、運送業許可あるいは営業用自動車(いわゆる緑ナンバー)の取得は不要、との理解でよろしいでしょうか。 | 事業者自らが運搬することを想定しています。また、その場合の運送業許可あるいは営業用自動車の取得についてはお見込みのとおりです。 |
| 28 | 31 | 要求水準書 | 第2章 施設整備事業の概要 第5節 試運転及び指導期間 3 試運転及び運転指導にかかる費用 (1) 事業者の負担ア | かん・びん部門において、試運転に伴う選別作業や圧縮品の搬送、重機の操縦等は、教育も兼ねてかん・びん部門の運営事業者が実施するものとし、運転に必要な人員に関しては、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。 | 基本的にはお見込みのとおりです。ただし、設備や重機の取扱い方法・運転・操縦等について、必要な指導・教育は事業者の負担とします。 |
| 29 | 35 | 要求水準書 | 第2章 施設整備事業の概要 第7節 契約不適合責任 6 契約不適合期間中の点検、整備・補修 | 契約不適合期間中の点検、整備・補修の実施対応は、運営・維持管理事業者が行ってもよろしいでしょうか。 | 設計・建設事業者の負担を基本とします。 |
| 30 | 50 | 要求水準書 | 第2編 設計・建設業務編 第2章 機械設備工事仕様 第2節 受入・供給設備 1 計量機 (5) 特記事項 サ | 計量機に隣接して計量室を設けることとありますが、場所や用途によって管理が可能と考える場所については、計量室を隣接しなくてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|----|-------|--|---|---|
| 31 | 51 | 要求水準書 | 第2章 機械設備工事仕様 第2節 受入・供給設備 2 プラットホーム | プラットホームは庇付きの屋外式として計画してよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 32 | 54 | 要求水準書 | 第2章 機械設備工事仕様 第2節 受入・供給設備 10 紙バック・トレイ選別保管ヤード (2) 保管スペースイ | 直接搬入車両及び搬出車両が進入できる位置とありますが、搬出作業は保管スペース付近に車両を横付けし、手投入で積み込むという計画でよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 33 | 62 | 要求水準書 | 第2章 機械設備工事仕様 第5節 不燃系粗大ごみ処理系列 4 高速回転式破砕機 (5) 特記事項 ク | 吸音材を内貼することとありますが、基準値を満たす場合、防音及び吸音の方法については事業者の提案とさせていただきますよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 34 | 74 | 要求水準書 | 第2章 機械設備工事仕様 第10節 その他設備 1 説明用備品類 (1) 説明用パンフレットイ | 建設概要説明用とは工事中の説明資料との認識でよろしいでしょうか。また、外国語用は英語でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 具体的な内容については協議により決定します。 |
| 35 | 74 | 要求水準書 | 第2章 機械設備工事仕様 第10節 その他設備 1 説明用備品類 (1) 説明用パンフレットイ | 一般用および外国語用はA4の6頁、小学生用はA4の4頁でよろしいでしょうか。 | ご提案により設備内容が異なるものと想定しているため、具体的な内容については協議により決定します。 |
| 36 | 74 | 要求水準書 | 第2章 機械設備工事仕様 第10節 その他設備 3 作業用重機 | 運営・維持管理業務での調達も認めるとのことですが、かん・びん部門は設計・建設事業者、不燃系粗大部門は運営・維持管理事業者等、すべての重機では無く一部の重機のみ運営・維持管理事業者が調達しても問題無いでしょうか。また、運営・維持管理事業者が調達した重機については、所有権は運営・維持管理事業者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 ただし、重機の調達については要求水準書のとおり調達者を明確に提示し、試運転等にも支障が無いようにすることを条件としています。 |
| 37 | 74 | 要求水準書 | 第2章 機械設備工事仕様 第10節 その他設備 3 作業用重機 | かん・びん部門で使用する重機の任意保険については、かん・びん部門運営事業者の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 38 | 76 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第1節 計画基本事項 2 施設配置計画 (3) 見学者動線計画 | 見学者動線はかん・びん部門のみ設置で、不燃系粗大部門はなしとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|----|-------|---|---|--|
| 39 | 78 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第2節 建築工事 1 建築計画 (2) 意匠計画 イ (ア) a | 積載荷重10t車とありますが、表1-2-1-7の搬入車両で最大積載量3.5tとありますので、最大積載量3.5tに従うとの考えでよろしいでしょうか。また、路面の舗装はコンクリート舗装とありますが、車両が通行できる舗装構成であれば、アスファルト舗装として考えてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 ただし、アスファルト舗装については、強度、維持補修計画を確認のうえ、採用の可否を判断します。 |
| 40 | 79 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第2節 建築工事 1 建築計画 (2) 意匠計画 ウ (ウ) c | ポンプ室に、換気設備を設置すると共に可燃性ガス測定器、酸素濃度測定器を設置とありますが、それぞれ可搬式のを準備し、必要な場合に持って行って使用する計画でよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 41 | 81 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第2節 建築工事 2 構造計画 (1) 基本方針 イ | 重要度係数1.25とありますが、1.00として設計させていただくことは可能でしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 42 | 87 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第2節 建築工事 5 仕上げ計画 (1) 外部仕上げ イ | 外部に面する鉄骨は、原則として溶融亜鉛メッキ仕上げとありますが、内部露出鉄骨及び外壁下地鉄骨材の塗装仕上げはSOPで計画してよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 43 | 91 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第3節 土木工事及び外構工事 4 外構工事 (2) 駐車場工事 ウ | 駐車場について、不燃系粗大部門の運営事業者及び維持管理事業者については確保しますが、かん・びん部門の運営事業者及び維持管理事業者、見学者及び来客者の駐車場は現施設の管理棟がありますので、工事範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | 不燃系粗大部門の運営事業者及び維持管理事業者、かん・びん部門の維持管理事業者の駐車場は本工事の範囲とします。 |
| 44 | 92 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第3節 土木工事及び外構工事 4 外構工事 (5) 門囲障工事 | 事業用地は敷地内にあり、道路に接していないため、門囲障工事は実施しないとの考えでよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 45 | 93 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第4節 建築機械設備工事 2 空調和設備工事 (4) 基本条件 エ | 本施設で職員が作業のため常駐している場所、控室等で作業環境が必要とされる場所とありますが、対象となる機械室は手選別室のみと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 ご提案内容によって、職員が作業のために常駐する場所は差異があると想定しています。 |
| 46 | 94 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第4節 建築機械設備工事 3 換気設備工事 (1) 設計条件 ウ | 職員が常時就業する室とありますが、事務室及び中央監視室、手選別室のことと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 ご提案内容によって、職員が常時就業する室は差異があると想定しています。 |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|-----|-------|--|---|---|
| 47 | 95 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第4節 建築機械設備工事 5 給排水衛生設備工事 | トイレは必要場所に設けることとあり、表2-3-2-1、表2-3-2-2で参考数量が示されていますが、明らかに利用者が少ない場所もありますので、法令を準拠した適正な個数で計画する考えでよろしいでしょうか。 | 基本的にはお見込みのとおりです。ただし、かん・びん部門の運営事業者や見学者に配慮した計画とします。 |
| 48 | 98 | 要求水準書 | 第3章 土木建築工事仕様 第5節 建築電気設備工事 1 共通事項 (3) | エコケーブルは現地電気工事のみとし、盤内配線は一般電線としてよろしいでしょうか。 | エコ仕様の電線・ケーブルの使用を基本とします。 |
| 49 | 101 | 要求水準書 | 第3編 運営・維持管理業務編 第1章 総則 第1節 一般事項 3 環境影響調査の順守 | 運営・維持管理事業者が自ら行う調査とありますが、第三者機関による調査でなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 50 | 105 | 要求水準書 | 第1章 総則 第2節 業務の範囲 2 運営・維持管理事業者が負担する費用、業務等 | かん・びん部門の運営・維持管理業務に係る備品、什器、物品、用役や資源物の梱包材等の消耗資材は日常的に使用するため、貴市の負担との考えでよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理期間における、かん・びん部門の運営業務に係るものについては本市の負担とします。 かん・びん部門の維持管理業務に係るものについては事業者の負担とします。 |
| 51 | 108 | 要求水準書 | 第2章 運営・維持管理業務 第1節 受付業務 2 受付・計量業務 (4) ごみ処理手数料の徴収等 イ (ウ) | 徴収したごみ処理手数料を業務発生日ごとに集計し、即日市指定の納付書に金額を記載の上、市が指定する口座に払い込むこととありますが、公金の納付のため、振込手数料は不要との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 52 | 108 | 要求水準書 | 第2章 運営・維持管理業務 第1節 受付業務 2 受付・計量業務 (5) 受付時間 | 受付時間が17時までとなっていますが、17時までの受付では業務日ごとの集計、即日払い込みは困難と思いますので、払い込みにつきましては、翌営業日で問題無いですでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 53 | 111 | 要求水準書 | 第2章 運営・維持管理業務 第2節 運営業務 3 施設に係る運営業務 (7) 選別残渣の取扱い | 焼却工場へ運搬する選別残渣は不燃系粗大部門のみとの理解でよろしいでしょうか。破碎選別残渣及びマットレス（スプリング入り）切断物についてそれぞれの運搬先をご教示ください。また、残渣運搬の実施は事業者自ら運搬するか外部委託するかは事業者の判断とし、事業者自ら運搬する場合は運送業許可あるいは営業用自動車（いわゆる緑ナンバー）の取得は不要との理解でよろしいでしょうか。 | かん・びん部門の選別残渣搬出は本市の負担とします。 また、市が指定する焼却工場は新門司工場、新日明工場、皇后崎工場を予定しています。 基本的には選別残渣は皇后崎工場、マットレス（スプリング入り）切断物については新門司工場を予定しています。 運搬については、No.27をご確認ください。 |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|-----|-------|---|---|---|
| 54 | 111 | 要求水準書 | 第2章 運営・維持管理業務 第2節 運営業務 3 施設に係る運営業務 (7) 選別残渣の取扱い | 破碎選別残渣及びマットレス（スプリング入り）切断物について、ご教示いただいた運搬先の焼却施設が、万が一受入不可となり別の場所への運搬となった場合、運搬費は別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 市が指定する焼却工場は新門司工場、新日明工場、皇后崎工場を予定しています。 市の焼却工場以外への搬入が必要となった場合については別途協議とします。 併せてNo.53をご確認ください。 |
| 55 | 112 | 要求水準書 | 第2章 運営・維持管理業務 第3節 維持管理業務 3 点検・検査 (1) 点検・検査実施計画書の作成 | 施設の設備機器について、1回/年程度の定期点検を行うこととありますが、かん・びん部門において、作成した点検計画に基づいて定期的を実施し、運営事業者が行う始業前点検等についても十分な研修を行うため、不具合が発生した場合について迅速に対応するという考えでよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 56 | 112 | 要求水準書 | 第2章 運営・維持管理業務 第3節 維持管理業務 3 点検・検査 (1) 点検・検査実施計画書の作成 | 法令に基づく精密機能検査を実施しとありますが、事業者で実施可能な場合は、第三者へ委託しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 57 | 113 | 要求水準書 | 第2章 運営・維持管理業務 第3節 維持管理業務 3 点検・検査 (2) 点検・検査の実施 | 日常点検で異常や事故が発生した場合等は、臨時点検を実施することとありますが、臨時点検の結果、原因が明らかに運営事業者側の過失の場合、修繕費用について協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 58 | - | 様式集 | 様式2-5 | 注1に住民票に記載されている住所を記入とありますが、住民票の写し等も添付資料として必要になりますでしょうか。 | 住民票の写しは不要ですが、健康保険証等の住所及び雇用関係が確認できる公的証明書の提示を求める場合があります。 |
| 59 | - | 様式集 | 様式3-4 | ※3に運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすることとありますが、各年度に記載する費用は、事業期間総計を20年で除した費用を、各年度に記載すれば良いということでしょうか。 | 様式3-4については、一部変更します。 (一部変更) 様式3-4を確認ください。 |
| 60 | - | 様式集 | 様式4-4 様式4-5 | 実施頻度、使用量（/年）ですが、毎年使用しない場合（2年毎）などは、年間使用量に按分して記載すれば良いということでしょうか。 | 実施頻度が2年毎の場合は、1回/2年と記載してください。 使用量は按分し、1年間の量としてください。 |
| 61 | - | 様式集 | 様式4-7 様式4-8 | かん・びん部門の業務実施体制について、不燃系粗大部門の人員で兼務する場合は兼務状況が解る記載でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 62 | - | 様式集 | 様式4-9 | 処理生成物等利用計画について、搬入組成にも影響受けるため記載する数量を担保するものではないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 63 | - | 様式集 | 様式5-3 | 主任（管理）技術者は、主任（監理）技術者と読み替えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 資料名 | 項目 | 質疑内容 | 回答 |
|-----|----|---------------------------|--------------------------|---|--|
| 64 | - | 様式集 | 様式6 様式7 様式8 様式9 | 項目ごとにそれぞれ2提案までとし、それを超えるものは評価の対象とはしないとありますが、3提案以上の提案を行っても最大2提案までしか評価しないとの認識でよろしいでしょうか。それとも2提案までしか行ってはならないのでしょうか。 | 2提案以上の提案を認めます。 ただし、加点対象は提出提案中、優れている2提案までとします。 |
| 65 | - | 様式集 | 全般 | 用紙サイズ及び枚数指定が記載されていない様式については、提案者にて決定してよいとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札説明書22頁第6章提出書類及び作成要領のとおりです。 |
| 66 | - | 様式集 | 全般 | PDFでご提示頂いた様式集のデータ（エクセル・ワード）を頂けないでしょうか。 | ホームページ記載の連絡先へお問い合わせください。 |
| 67 | - | 基本協定書 (案) | 全般 | SPCを設立しない場合は、経営計画の説明や財務諸表の提出は必要ないとの考えでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 68 | - | 基本協定書 (案) | 全般 | SPCを設立しない場合、建築物の設計を行う者及び建築物の建設を行う者は、協力企業ではなく一次下請会社として考えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書9頁第3章入札参加に関する要件等をご確認ください。 |
| 69 | 1 | 基本協定書 (案) | 本件SPCの設立の特則 | SPCを設立しない場合は、本件SPC設立の特則は該当しないとの考えでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 70 | 18 | 運営・維持管理 業務委託契約書 (案) | (保険) 第47条 | 受注者は、別紙3に記載の保険に加入するものとし、当該施設への火災保険は貴市にて付保するとの理解でよろしいでしょうか。 | 設計・建設工事期間中は事業者にて付保、運営・維持管理期間中は本市にて付保します。 |
| 71 | 22 | 運営・維持管理 業務委託契約書 (案) | 別紙1 委託料（第11条及び第12条） | 表1 委託料の構成の不燃系粗大部門の変動費について、処理・処分の変動が生じにくい内容については、固定費として扱ってもよろしいでしょうか。 | 運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおり、処理量に応じて増減する費用については変動費とします。 |